

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	ジンバブエ国のエプワース地区およびクウェクウェ郡において、中等学校のインフラ整備および『褒めて伸ばす教育法』を用いた生徒指導法の導入による教員の能力強化を通じて、生徒たちが質の高い教育を受けられるような環境整備を行う。新規校 1 校、既存校 2 校の計 3 校でインフラ支援および学校施設の維持管理トレーニングを行う。同時に、初等中等教育省(以下「教育省」)と協力し、同生徒指導法のハンドブックおよびマニュアルを作成し、コアトレーナーの養成を経て、対象 10 校の全教員に対してトレーニングを実施する。教員間の学びの場などを通じて継続的にフォローする他、地域住民啓発も行う。3 年次には対象校および他の教育関係者を招いてアドボカシーを行い、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の全国への拡大を目指す。 To improve safer school environment for students in Epworth township and Kwekwe district through school infrastructure development and capacity development of teachers for positive discipline. So that children can receive better quality education. This project will support infrastructure development and organize trainings for school management in 3 target schools. At the same time, the project will make a handbook and a manual for positive discipline with Ministry of primary and secondary education. With the handbook and manual, the project will facilitate a training of trainers to train core trainers, and the core trainers will train all teachers in 10 target schools. The project will continue to follow up the teachers through refresher trainings and regular review meetings. The project will also approach community people through sensitization sessions. In Year 3, advocacy conference will be held with target schools and stakeholders from other regions to spread the concept of positive discipline to the national level.
(2) 事業の必要性 (背景)	ハイパーインフレーションや自国通貨の発行停止など、2000 年以降に発生した経済混乱によりジンバブエの政府財政は厳しい状況に陥った。現在も政府財政の困難は続いており、教育や医療などの基本的な行政サービスへの投資も満足にできていない。 本申請事業の対象地であるエプワース地区のような都市部の貧困層や、クウェクウェ郡といった農村で暮らす人々の生活水準は低いままとなっている。 1. 公立中等学校のインフラ整備の遅れ ジンバブエ全体で基本的な行政サービスへの投資が不足しているが、特に中等教育にかかる環境整備の遅れは深刻である。このインフラ整備の遅れが、中等教育へのアクセス改善とともに教育の質の改善への大きな障害となっている。初等教育の就学年齢にある子どもたちの就学率が 85.86%まで改善しているにも関わらず、中等教育の就学率は 44.24%と依然として低いままであり (UNESCO, 2013 ※Gross 統計¹)、その要因の一つが、インフラ環境整備が追いついていないことにある。これ

¹ <https://www.indexmundi.com/facts/zimbabwe/school-enrollment>

は、ひいては国を担う若者の人材育成の遅れの原因ともなっている。とりわけ、当事業の対象地であるエプワース地区およびクウェクウェ郡の中等教育の環境整備の遅れは深刻である。

エプワース地区（都市部。人口 167,462 人、2012 年国勢調査）は、ハラレ中心部まで車で約 30 分と近いこともあり、貧困層を中心に人口流入が続いている。1987 年の人口は約 35,000 人だったが、2002 年には 11 万人まで増加、2012 年国勢調査では 167,462 人となっている。ジンバブエ全体の人口も現在に至るまで右肩上がりとなっており²、首都郊外であるエプワースの人口増加は、今後も収まらないと予想される。各種インフラ整備はこの急激な人口増に追いついておらず、公立の中等学校がいまだに 4 校しかない。2017 年の中等教育の学齢期人口、約 18,500 人（推定）に対し、公立中等学校の収容人数はわずか 2,825 人であった。また、たとえ公立中等学校に入学できたとしても、教室不足のために、各クラス定員が 30 名のところを、場合によっては 50 人から 100 人近い生徒が学ぶというように、定員数を大幅に超える生徒が教室で学んでいる。あるいは、仮設の教室や屋外で学ぶケースも散見される。

クウェクウェ郡（農村部。人口 174,727 人、2012 年国勢調査）には公立中等学校が 44 校あるが、中等学校への入学生徒数の増加にインフラの整備が追いついていない。2017 年のクウェクウェ郡を含むミッドランド州の中等教育の学齢期人口（13-18 歳）243,130 人の内、中等学校に通っている子どもは 141,758 人（約 55%）である。たとえ通えたとしても、多くの学校で平均 1 教室 55 人³と定員数を超える生徒が教室で学んでいる。住民と学校が資金を出し、恒久的な教室の建設を行っているが、資金不足等により需要に追いついていないのが現状である。また、住民と学校の努力によって建設されたトタン板造りの簡易教室は熱がこもり暑くなりやすく、天候によっては授業の実施が困難である。このため、生徒は適切な環境で集中して学べる環境にない。

上述のように、公立の中等学校のインフラ整備の遅れは、中等教育の就学年齢にある子どもたちの多くが教育の機会を得られない原因の一つとなるとともに、安全に学ぶ環境、質の高い学びを妨げ、ひいてはジンバブエの若者の学力の発展を阻害している。しかしながら、政府の財源だけでは恒久的な教室の必要数を建設・修繕することが難しく、当事業を通じて、中等学校のインフラを整備していくことが強く望まれている。（※参考資料 1、参考資料 2）

2. 教員の生徒指導の問題

ジンバブエの学校では、教員が効果的な生徒指導法について十分な能力を持ち合わせておらず、子どもの不適切な態度や行動をさらに助長させてしまうような指導が日々行われている。

エプワース地区、クウェクウェ郡で当団体が行った聞き取り調査による

² <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=ZW>

³ ジンバブエ政府の基準は 1 教室 30～33 人（学年による）

	と、クラス内の秩序を乱した生徒に対して教員が用いる指導法として挙げられたのは、体罰⁴、無視をする、教室から退出させ授業に参加させない、掃除や農作業といったマニュアルワークをさせる、などがある。体罰については、プラン・インターナショナル・ジンバブエが3郡400人の生徒を対象に行った調査によると、およそ77%の生徒が常にもしくは時折体罰を受けていると回答している (Plan International, 2016⁵)。また、全国の教員の71%が生徒への指導として体罰を行っているとの調査結果もある (UNICEF, 2016⁶)。 日常的な体罰は、心身の成長や自尊心の育成を阻害するほか、子どもの認知的能力や社会情緒的能力の発育に影響を及ぼし、学業や社会的スキルの獲得にまで大きな影響を及ぼすとも言われている (Plan International, 2016⁷)。教員だけではなく保護者も体罰が子どもへの指導にとって最も有効な手段と考えており、家庭内で用いたり、教員に指導として体罰の使用を望む場合も少なくない⁸。 また、無視をする、授業に参加させないといった指導法は、生徒が抱える問題に向き合うことなく、学習の機会を奪うこととなり学力向上の妨げになっている。さらに、生徒が授業を受けないことを正当化し、授業を受けずとも良いという間違った認識を与えて学習意欲を低下させることにもつながっている。 以上のように、ジンバブエでは、教員たちが生徒指導に関して十分なノウハウを持っていないため、生徒たちの学習へのモチベーションや学力向上が妨げられ、心身の発達までも阻害されている。国の発展を支えるべき人材を育成するという観点からも憂慮すべき問題である。 ジンバブエ教育省は、チャイルドフレンドリースクール・ポリシー⁹を打ち出し、子どもにとって安全な教育環境づくりを目指しているが、具体的な生徒指導法のガイドやマニュアルをこれまで整備できていない。人的リソースも不足しており、学校関係者への実践的な研修など具体的な対策を適切かつ十分にとることが難しい。そのため当事業で、こうした状況を補完することが強く望まれている。 3. その他 現地政府の援助方針等との合致 ジンバブエの初等中等教育省が定める「2016年-2020年教育セクター戦略 (Education Sector Strategic Plan 2016-2020)」では、人口増に見合った教育インフラ拡大がうたわれており、教育インフラ整備を伴う本申請事業はジンバブエ政府の方針と合致している。また、ジンバブエは、子どもの権利を推進する国際的な条約および憲章¹⁰を批准している
--	--

⁴ ジンバブエの学校や郡教育事務所での聞き取り調査によると、先端にゴムを巻いた40-50センチの木の棒が通常使われ、それで臀部をたたくという。対象地域では、過度の体罰により生徒が死亡した例もある。

⁵ Practical Alternatives to Corporal Punishment in Zimbabwe (Plan International, 2016)

⁶ https://www.unicef.org/zimbabwe/Social_Norms_and_VAC.pdf (Research on Addressing Social Norms that Underpin Violence Against Children in Zimbabwe: UNICEF, 2016)

⁷ Practical Alternatives to Corporal Punishment in Zimbabwe (Plan International, 2016)

⁸ 当団体がエプワース地区、クウェクウェ郡にて行った聞き取りによる。

⁹ チャイルドフレンドリースクール・ポリシーは、子どもたちが適切な設備を備えた環境で、体罰やいじめといった暴力に晒されることなく、安心して学ぶことが出来る学校づくりを目指す、UNICEFが推奨する方針。

¹⁰ ジンバブエは、教育による子どもの能力開発が言及されている、「子どもの権利条約 (CRC-Convention on the

	ほか、2013 年に制定された新憲法では子どもに対するいかなる暴力も禁止する等、体罰を法律で禁止する動きが高まっている (Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children, UNICEF, 2016¹¹)。これらの動きを受け、教育省は、チャイルドフレンドリースクール・ポリシーに沿った生徒指導法を確立し、教育現場で推進していく方針を示している。 事業対象地域と現地提携団体 当事業での成果および学びを現地行政と共有し、ジンバブエの教育現場で浸透させていくためには、現地行政と良好な関係があることが前提となる。当事業では、事業ニーズの高さに加え、当団体の現地提携団体であるプラン・インターナショナル・ジンバブエが以前から活動しており、すでに現地自治体および中等教育を管轄する行政と適切な関係構築ができているエプワース地区、クウェクウェ郡（農村部）を戦略的に選定した。 ●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性 当事業は「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標 4 (4.1、4.5、4.a、4.c)、目標 5 (5.2)、目標 16 (16.1、16.2) の達成に寄与するものである。当事業の活動 1.「インフラ支援」は、女の子や障がいのある子どもを含む、全ての子どもたちに適切な環境での教育を提供することに貢献する。また、適切な教育環境で子ども達が学業に集中できるようになることで、教育の質の向上につながる (4.1、4.5、4.a)。 当事業の活動 2.「教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践」は、教員の生徒指導法を改善させ、質の高い教員の育成に貢献する。(4.c) また、同生徒指導法を導入し体罰を防止することは女の子を含む、子どもに対する暴力全体の数を減らすことに貢献する。(5.2、16.1、16.2) ●外務省の国別開発協力方針との関連性 都市部エプワースおよびクウェクウェ郡の農村地域の脆弱層にアプローチする当事業は、日本政府によるジンバブエの国別援助方針である「貧困層住民に対する人間の安全保障の確保に向けた支援」に沿ったものであり、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標 4、目標 5、目標 16 とも合致する。 ●「TICAD VIにおける我が国取組」との関連性 ジンバブエにおける中等教育の就学年齢にある子どもたちへの支援は、TICAD VI ナイロビ宣言「Ⅲ 繁栄の共有に向けた社会安定化」が目指す「若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎作り」と一致する。
--	--

Rights of the Child)」および「子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章 (African Charter on the Rights and Welfare of the Child)」を批准済み。

¹¹ 2014 年ジンバブエの最高裁判所が、2013 年に規定された新しいジンバブエ憲法の改正条項（子どもへのいかなる身体的・心理的暴力（体罰含む）は非合法とする）に基づき、体罰は憲法違反との判断を下す。しかしながら、国内のいくつかの法律（刑法、教育法、児童保護法）では、依然として、適度な体罰を認めているため、体罰を法律で完全に禁止するには至っていない。

(3) 上位目標	エプワース地区およびクウェクウェ郡の子どもたちが質の高い中等教育を受けられるようになる。
(4) プロジェクト目標	エプワース地区およびクウェクウェ郡の対象校において、適切な教育環境が整備される。 ・ エプワース地区の対象校で学校施設が建設される（教室 4 棟、職員室 1 棟、給水施設 1 棟、衛生施設男女各 1 棟）。 ・ 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法のハンドブックおよびマニュアルが完成する。
(5) 活動内容	上述した状況を改善するため、当事業では、エプワース地区の公立中等学校 5 校およびクウェクウェ郡の公立中等学校 5 校、計 10 校を対象に事業を行う。 主な活動は、1)「教室建設などのインフラ支援」および 2)「教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践」の 2 つである。 「インフラ支援」としては、中等学校の就学年齢にある子どもたちが適切な環境で質の高い授業を受けられるようにするため、教室建設などの施設建設・修繕を行うとともに、建設した施設を適切に維持管理できるよう研修を行う。また、「教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践」としては、教育省とともに同生徒指導法ハンドブックおよびマニュアルを開発し、教員の能力強化と継続的フォローアップ、生徒や地域住民（保護者含む）への啓発を通して適切な学習環境を整備する。また、当事業を褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法導入のパイロット事業と位置づけ、プロジェクト終了後、このモデルが他の地域へ展開するようアドボカシーを行う。さらに活動の一部には同地区にある初等学校関係者¹²も招き、このモデルが中等学校のみならず、初等学校にも普及するよう働きかける。 (※参考資料 2) 具体的な活動内容は以下のとおり。 1. 教室建設などのインフラ支援（維持管理トレーニング含む） 1-1 事業開始ワークショップ（1-2 年次） 活動内容の再確認、教員研修などの年間スケジュールの設定（エプワース地区では 3 年間、クウェクウェ郡では 2 年間の年間スケジュール）、関係機関職員との関係構築を目的に、対象 2 地域で各 1 回ずつ実施する。 1-2 教室建設および教室備品の支給（1～3 年次） 1 年次はエプワース地区の新規開校の中等学校（1 校）を対象に、以下を建設する（1 年次） ・ 教室棟 4 棟（各 2 教室/計 8 教室 ※教室あたり収容予定人数 30-33 人¹³） ・ 職員室 1 棟 ・ 男女別トイレ各 1 棟および給水設備の設置

¹²各地域から各 5 校ずつ合計 10 校を選定し、各校から校長 1 名が参加する。学校の選定基準としては、活動参加の利便性から中等学校と同地区にある初等学校を選ぶ。

¹³ 初等中等教育省が定める基準は 1 教室あたり収容人数 30-33 人だが、生徒数に対する教室数が著しく不足しているため、基準以上の生徒数を収容する可能性はある。また、これについては初等中等教育省からも認められている。

	2 年次および 3 年次は、クウェクウェ郡において既存の中等学校（2 校）で以下を建設・修繕する（2-3 年次） ・ 教室棟 2 棟（各 2 教室/計 4 教室 ※教室あたり収容予定人数 30-33 人） ・ 給水設備の設置各 1 棟 ・ 既存の男女別トイレ修繕各 1 棟 ・ 教室備品（机いす、教卓、書棚など） ※対象 2 校で同様のインフラ支援を行う 1-3 学校開発委員会対象の施設維持管理トレーニング（1~2 年次） 1 年次、2 年次にそれぞれの建設対象校において、保護者および教員、地域リーダーからなる学校開発委員会を対象とする研修を各 1 回行う。学校開発委員会は生徒から徴収された修繕費¹⁴の管理を担う委員会である。研修では委員会が適切に建設の進捗管理、修繕費を維持管理することができるようになる内容とする。 1-4 校長および教員対象の学校運営にかかるトレーニング（1-2 年次） 1 年次、2 年次にそれぞれの建設対象校において、校長および教員を対象とする研修を各 1 回実施する。本研修では、学校運営全般における各々の役割を改めて確認する場とする。 2. 教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践 （※参考資料 3） 2-1 教員のための「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法ハンドブック（以下ハンドブック）」およびマニュアル作成のためのワークショップおよび成果品の印刷（1 年次） 教育省の担当官とコンサルタントの参加によるワークショップを行い、「ハンドブック」ドラフトを作成する。その際、ケニアでプランが教育省とともに開発したハンドブックを参照し、ジンバブエの文脈に合わせて取りまとめる。子どもの保護およびジェンダーの専門家の視点も反映させる。 ハンドブックのドラフト作成後、教育省および教育セクター支援グループ（Education Coalition）のメンバー団体から助言をもらい最終化し、教育省認定のハンドブックとして完成させる。その後、そのハンドブックに沿って実践マニュアルを教育省の担当官とコンサルタントで作成し、ハンドブック、マニュアルをそれぞれ必要部数（各 400 部）印刷する。 2-2 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法のトレーナーズトレーニング（2 年次） 「ハンドブック」および「マニュアル」を用い、これまで作成に携わった教育省の担当官および子どもの保護の専門家が中心となり、対象校の教員代表や教育行政官をコアトレーナーとして養成する。
--	--

¹⁴施設の維持管理費は原則生徒から授業料で賄われる。授業料は各学校で設定されるが、エプワース地区では約 100 ドル/学期、クウェクウェ郡では約 30 ドル/学期が平均的である。

	2-3 教員への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニング(2年次) エプワース地区およびクウェクウェ郡の対象 10 校の全教員を対象に、2-2 で養成したコアトレーナーがハンドブックとマニュアルを参照しながら、実践的手法を中心に指導を行う。 2-4 継続的な教員の学びの場の提供を通したフォローアップトレーニング(2-3 年次) 2-3 のトレーニング実施後、教員は日常的な教育の場で、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を実践する。それぞれの教員の取り組みの成功および失敗、アドバイス、そして追加的な技術指導の場となる機会を定期的に提供する。それにより、教員の指導能力を継続的にかつ着実に定着させる。 2-5 異動教員対象の褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニング(3 年次) 毎年の教員の異動に対応するため、新学年度の開始時に、新しく異動した教員に対して、2-3 と同じトレーニングを実施する。実施後は、その教員も、2-4 の定期的な学びの場を通したフォローアップ研修に参加する。 2-6 エクスチェンジ・プログラム(優良校への視察)(2-3 年次) 継続的な教員の学びの場の一環として、校長のイニシアティブや教員により、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法が定着しつつある優良校を特定し、その学校を訪問、様々な学びを得る場を提供する。これには同地区にある初等学校からも校長を招待し¹⁵、初等学校への展開も視野に入れながら優良校の実践と学びを共有する。 2-7 対象校生徒、地域住民への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する啓発セッション(2-3 年次) 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を促進していくためには、生徒自身および地域住民の理解が不可欠である。そのため、地域の有力者、住民そして生徒たちを対象に啓発セッションを行う。そこでは、体罰などのネガティブな影響を持つ不適切な指導法に代わる、同生徒指導法の有効性を紹介する。 2-8 教育行政官による定期的モニタリング・アドバイス(2-3 年次) 2-4 の継続的な学びの場での技術的指導と並行して、定期的に教育行政官と子どもの保護の専門家が対象校の教育現場を訪れ、直接教員に指導する機会を持つことで、更なる能力の定着を目指す。 2-9 中間評価およびインパクト調査(2-3 年次)
--	---

¹⁵各地域から 5 校ずつ合計 10 校を選定し、各校から校長 1 名が参加する。学校の選定基準としては、活動参加の利便性から中等学校と同地区にある初等学校を選ぶ。

	2 年次終了時に中間評価および 3 年次に、2 年次から 3 年次にわたる教員に対する継続的な取り組みの成果を定量的かつ定性的に評価し、インパクト調査として取りまとめる。 2-10 全国レベルの褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法導入促進を目指したアドボカシーのためのカンファレンス(3 年次) 2-9 で取りまとめたインパクト調査結果を、教育省関係者、教育セクターに関わる援助関係者らを招き、共有するとともに、今後の教育省による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の他地域への展開の動きを促進する。また、同地区の初等学校から校長を招き、中等学校のみならず、初等学校への普及も目指す。 現地提携団体であるプラン・インターナショナル・ジンバブエは、本事業活動地域で継続的に支援を行っている。現在、エプワース地区では子どもたちの学校へのアクセス改善や子どもの家族への生計向上、中等学校に通う女の子たちへの奨学金の支給など、クウェクウェ郡では障がい者を含む、思春期の子どもたちのための安全な学校環境づくりや、HIV 感染の危険に晒されている女の子たちに対する奨学金の支給などを実施している。本事業はジンバブエの教育セクターにおいて、現地提携団体のこうした継続的な支援と補完し合い相乗効果を生み出し、ジンバブエの教育の質全体の改善に大きく貢献することが期待される。 ● 直接裨益者数：9,788 人（対象校 10 校に通う生徒 5,534 人、校長 10 人、教員 198 人、啓発セッションに参加する地域住民（保護者含む）4,000 人）、教育省および教育セクター支援グループ関係者 36 人、小学校校長 10 人） ● 間接裨益者数：181,000 人（対象 9 コミュニティの全人口）
(6) 期待される成果と成果を測る指標	成果 1. 対象校の学校施設が整備され、かつ適切に維持管理されるようになる。 成果を測る指標： ● 適切に整備、維持管理された学校施設で学べるようになる子ども： ➢ エプワース地区対象 1 校：0 人→180 人（3 年次） ● 屋外や簡易教室から適切な教室で学べるようになる子ども： ➢ クウェクウェ郡対象 2 校：240 人（3 年次） ● 施設維持管理トレーニングの事後テストで 80%以上正解する学校開発委員会メンバー：70%（1 年次、2 年次） ● 学校運営にかかるトレーニングの事後テストで 80%以上正解する校長および教員：70%（1 年次、2 年次） 【確認方法】 ・ 対象校校長、教員、子ども、学校開発委員会メンバーへの聞き取り

	調査 ・ トレーニング事後テスト ・ トレーニング参加者リストおよび開催報告書 ・ 中間評価・インパクト調査報告書 ・ 対象校の視察 成果 2. 対象校で、教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践通じて、子どもにとって適切な学習環境が整う。 成果を測る指標： ● 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法のハンドブックおよびマニュアルが開発される（1 年次） ● 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニングの事後テストで 80%以上正解する教員：80%（2 年次） ● 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法についての知識を得る地域住民（保護者および生徒を含む）：アンケート回答者 10 箇所計 200 人のうち、同生徒指導法について知識を得た人：70%（2 年次）、80%（3 年次） ● 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を修得し、日々の教育現場で実践する教員：対象 10 校の全教員の 50%（2 年次）、80%（3 年次） ● 学校で生徒に対する不適切な指導が減少し、より学習に集中できるようになったと感じる生徒：対象 10 校全生徒の 70%（3 年次） 【確認方法】 ・ 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法のハンドブックおよびマニュアル ・ トレーニング事後テスト ・ 中間評価・インパクト調査報告書 ・ 教員、生徒、政府関係者への聞き取り調査 ・ 対象校の視察（調査シート） ・ 地域住民、保護者、生徒へのインタビューおよびアンケート
(7) 持続発展性	インフラ支援を行う、エプワース地区およびクウェクウェ郡の対象中等学校は、現地行政が保護者および地域住民の支援を得ながら維持管理を行う。なお、事業開始時、現地行政と学校側の維持管理責任を明記した文書を取り交わし、学校設備の維持をより確実なものにする。 学校や地域における褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する教員の能力強化については、活動 2 で実施する全トレーニングで、教育省の職員が講師となるため、事業終了後も中央や市・郡の教育省担当官およびプラン・インターナショナル・ジンバブエがモニタリングを実施する。これにより、学校関係者への能力強化と定着を継続的に確実なものにできる。